別記第６号様式その２（第４条関係）

|  |
| --- |
| **景観形成チェックリスト(一般市街地区域のお城山眺望景観保全区域)　1／2** |
| 対象事項 | 景観形成基準 | チェック |
| 建築物 | 配置 | 沿道からお城山への眺望景観を確保する。 |  |
| 隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 |  |
| まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 |  |
| 高さ | 沿道からお城山への眺望景観を妨げない高さにする。 |  |
| できる限り近隣の建物との高さを揃え、スカイラインが統一されるように努める。 |  |
| 高さは原則13m以下とする。 |  |
| できる限り、隣接する建物の高さに揃えるように努める。 |  |
| 屋根形態 | 周辺の建物との調和に配慮し、著しく奇抜な形状やデザイン等は避ける。 |  |
| 屋根の素材・色彩 | 素材・色彩等はお城山への眺望景観を阻害しないものとする |  |
| 周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 |  |
| 基調色には、禁止色は使用しない。 |  |
| 外壁の素材・色彩 | 素材・色彩等はお城山への眺望景観を阻害しないものとする。 |  |
| 周辺建物との調和に配慮し、基調色にはできる限り推奨色を使用するように努める。 |  |
| 基調色には、禁止色は使用しない。 |  |
| 細部意匠 | 軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観を形成するように努める。 |  |
| 付属施設等 | 車庫や倉庫、駐輪場等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。 |  |
| 付帯設備 | 道路等の公共の場所から見えにくくなるように配慮する。 |  |
| 緑化 | 生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。 |  |
| 門・垣・塀・柵 | 建物が後退している場合は、門・垣・塀・柵を設置するように努めるとともに、まち並みの連続性や周辺との調和に配慮する。 |  |
| 広告物 | 周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。 |  |
| その他工作物 | 通りに面する部分に設置する場合には、周辺の建物等の壁面線より内側に設置するように努め、すっきりとした沿道景観の形成を図る。 |  |
| 周辺景観との調和に配慮する。 |  |

※各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を，届出行為に項目が該当しない場合は「－」をチェック欄に記入してください。

|  |
| --- |
| **景観形成チェックリスト(一般市街地区域のお城山眺望景観保全区域)　2／2** |
| 対象事項 | 景観形成基準 | チェック |
| 開発行為 | 盛土・切土 | 地形の改変や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合には、できる限り緩やかな勾配とする。 |  |
| 緑化 | 道路等の公の場から容易に望見できる場所等では、積極的に緑化するように努める。 |  |
| 駐車場を設置する場合や法面・擁壁が生じる場合には、緑化ブロックを使用するなど、緑化や修景に努める。 |  |
| 植樹の際には、周辺環境と調和するような樹種の選定等に配慮する。 |  |
| ゴミ集積所 | ごみ集積所の設置は周囲に配慮した配置、及び形態・意匠となるように努める。 |  |
| 照明 | 商業施設等に照明設備を設置する場合には、光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、安全で快適に利用できるような夜間景観の形成に努める。 |  |
| 上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。 |  |
| 土地の形質の変更 | 地形の改変や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合にはできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺景観との調和に努める。 |  |
| 採取又は採掘を行う範囲は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮する。 |  |
| 行為後は土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行う。 |  |
| 木竹の伐採 | 地域に潤いを与えている屋敷林等のまとまった緑は、できる限り保全するように努め、やむを得ない場合には、必要最小限の伐採にとどめる。 |  |
| 屋外の堆積 | 堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように留意する。 |  |
| 道路等の公の場からの見え方に配慮し、生垣又は周辺景観と調和する塀等による遮蔽に努める。 |  |
| 水面の埋立又は干拓 | 護岸はできる限り石材等の自然素材を用いるなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。 |  |
| 法面が生じる場合には、植栽等の緑化に努める。 |  |
| 特定照明 | 光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、当該建築物等の景観特性に適したものとなるように努める。 |  |
| 上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。 |  |

※各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を，届出行為に項目が該当しない場合は「－」をチェック欄に記入してください。